

《建設共済保険》 『安心を、未来の希望に』

～保険金区分7,000万円、6,000万円新設・保険金区分の増額にも役立つ契約者割戻金～

公益財団法人 建設業福祉共済団（理事長 茂木 繁）では、毎年10月1日から11月30日の2ヵ月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、全国建設業協会及び各都道府県建設業協会、同協会支部・地区協会のご協力を得ながら、各種PR活動を強化して参ります。

また、本年4月より保険金区分7,000万円、6,000万円を新設したことに加えて、毎年の保険事業の決算で生じた剰余金を保険契約者にお支払いする「契約者割戻金制度」（令和7年度契約者割戻率30.88%）により掛金負担の軽減が図られる等より充実した内容になっております。9月と10月を「割戻金活用増額促進月間」に設定しましたので、既にご加入いただいている契約者は保険金区分の増額にも役立てていただくことはもとより、未加入の企業に対しても保険金区分の「1,000万円プラス運動2.0」を提唱しながら加入促進活動を展開して参ります。

この機会に是非「建設共済保険」への加入をご検討ください。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。
- ▶建設共済保険では、被災労働者等への基本的な補償は国の労災保険で相当程度カバーされていることを考慮し、軽度の障害を広く補償対象とすることで掛金の負担増を招くことを避け、特に死亡や障害7級までの重度障害の上乗せ補償に重点を置いて、安い掛金で高額な補償が得られるようにしています。
- ▶保険金は被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と企業の諸費用を補償する当共済団独自の「諸費用補償保険金」で構成され、申請後速やかに保険契約者に支払われます。
- ▶契約者割戻金は、令和8年9月28日に第4回目の支払いが行われており、令和8年度、9年度の支払いも確定しています。
- ▶当共済団では被災労働者のお子さんに対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、労働災害の防止を目的とした安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女性労働者のための専用トイレ・専用更衣室（ロッカー付き）導入費用の助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も実施しています。

安心を、未来への希望に。

令和8年4月より
保険金区分新設
7,000万円
6,000万円
契約期間の途中からでも
増額可能

契約者
割戻金制度により
掛金負担が軽減
令和7年度割戻率
30.88%

経営事項審査
において
15点の加点
になります

令和8年 加入促進月間
10月1日～11月30日

法定外労災補償制度 諸費用補償（企業防衛）
建設共済保険

さらに新しくなった
建設共済保険制度の
10のポイント！

育英奨学事業 労働安全衛生推進事業

詳しくはホームページをご覧ください
三協会の証書や資料請求はこちら
公益財団法人 建設業福祉共済団
〒170-0001 東京都文京区千駄木1-1-1
募集機関：各都道府県建設業協会

詳しい情報、掛金試算などは下記連絡先にお問い合わせください。



0120-913-931 FAX:03-3591-8474

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索



←詳細はHPを
ご覧ください！